

3種委員会総会資料<審判関係>

2019.4.7 (日)
3種委員会審判部

1 審判員総合登録制度について

(1) 日本協会の基本的な考え

審判登録関係も選手同様に、すべてWEB（インターネット）により申し込みを行い管理する。
また、講習会会場での受講料など金銭の受け渡しはしない。

(2) 登録の方法

A. 更新……審判活動をするためには、必ず活動する前年度のうちに更新講習会を受講し、登録費を納入しておくことが必要です。

たとえば、2021年度に活動しようと思う方は、2020年度中に更新講習会を受講し、同時に2021年度の登録費を期限までに納めておかなければいけません。この手続きが完了した（登録された）審判員には、審判員証が送られてきます。

B. 認定……新規で4級認定講習会を受講したい方は、講習会申し込み時点で2020年度分の登録費を納めます（講習会の申し込みをWEBで行った上で、選択した方法で期限までに料金を納入してください）。

(3) 審判員の物品等

A. 4級認定講習会：講習会時にルールブックを配布いたします。講習会終了後に認定者には手帳・ワッペン・審判員証等が送られてきます。

※以後、年度によるワッペンの変更はありません。毎年、選手登録証と同じような審判員証が送られてきますので、有資格者かどうかの判断は、審判員証で確認することになります。また、ワッペンや審判員証を紛失されないようご注意ください。

(4) 問い合わせ先

県審判委員会委員長……村上 孝治（〒869-4602 八代郡氷川町宮原 465番地）
TEL/FAX 0965-62-3453

3種委員会審判部長……小篠 怜央（〒869-0433 宇土市新小路町151番地）
宇土市立鶴城中学校
TEL 0964-22-0140
FAX 0964-22-5265

2 審判委員会事業（認定・更新）計画

認定講習会、更新講習会ともに、「日本サッカー協会」ホームページの「Kick Off」（JFAID）にご自身のIDとパスワード入力後にログインし、「Web申請登録、資格の取得・更新はこちら」に入り、「審判<講習会の申し込み、各種申請>」で講習会の申し込みを行ってください。

(1) 4級審判員認定講習会

◆申し込みや詳細については、日本サッカー協会ホームページ（Kick Off）でご確認ください。

※準備物 **筆記用具・（昼食）・受講料の支払い済み証明**

(2) 4級審判員更新講習会

※準備物 **筆記用具・ルールブック・審判員証（写真貼付）・受講料の支払い済み証明**

◆申し込みや詳細については、日本サッカー協会ホームページ（Kick Off）でご確認ください。

4級審判員 認定 講習会開催要項（5月～10月を予定、月1回程度予定）

- 1 日程の目安
9：30～10：00 受付
10：00～12：00 ルールについての講義
12：00～13：00 昼食（各自）
13：00～16：00 審判法についての講義・ルールテスト・諸説明
- 2 準備物 筆記用具 払込票等の控え 昼食
- 3 申し込み方法 各受講希望者が、日本サッカー協会ホームページより申し込む。
当日、会場での申し込みおよび受講者の変更などはできません。

- ①日本サッカー協会ホームページ（www.jfa.jp/）内の「Kick Off（JFAID）」→「Web申請登録、資格の取得・更新はこちら」に進む。
②「審判」→「講習会の申し込み、各種申請」から申し込む。

- 4 注意事項
(1) 選択した講習会の納入期限までに、受講料の納入を完了させてください。
(2) 受講をキャンセルする場合は、熊本県サッカー協会へご連絡ください。
(3) 申し込み締め切りの前日までに受講をキャンセルした場合は、受講料を返金しますが、返金にかかる手数料（1,000円）を差し引きます。
(4) 申し込み締め切り日の翌日より講習会前日までに受講をキャンセルされた場合（県協会へ連絡できた場合に限る）は、登録費は返金しますが、返金にかかる手数料（1,000円）を差し引いて返金いたします。
(5) 県協会への連絡がなく講習会を欠席された場合は、受講料等すべて返金いたしません。

3・4級審判員 更新 講習会開催要項（1月～2月を予定）

- 1 日程 約2時間の講義（受付は開始時刻の30分前から）
- 2 準備物 ルールブック 審判員証 筆記用具 払込票等の控え
- 3 申し込み方法 各受講希望者が、インターネットの日本サッカー協会ホームページより申し込む。
当日、会場での申し込みおよび受講者の変更などはできません。

- ①日本サッカー協会ホームページ（www.jfa.jp/）内の「Kick Off（JFAID）」→「Web申請登録、資格の取得・更新はこちら」に進む。
②「審判」→「講習会の申し込み、各種申請」から申し込む。

- 4 注意事項
(1) 選択した講習会の納入期限までに、受講料の納入を完了させてください。
(2) 受講をキャンセルする場合は、熊本県サッカー協会へご連絡ください。
(3) 申し込み締め切りの前日までに受講をキャンセルした場合は、受講料を返金しますが、返金にかかる手数料（1,000円）を差し引きます。
(4) 申し込み締め切り日の翌日より講習会前日までに受講をキャンセルされた場合（県協会へ連絡できた場合に限る）は、登録費は返金しますが、返金にかかる手数料（1,000円）を差し引いて返金いたします。
(5) 県協会への連絡がなく講習会を欠席された場合は、受講料等すべて返金いたしません。

問い合わせ先 （社）熊本県サッカー協会 TEL 096-334-5565

- ★日本協会のホームページより申し込みを行う際は、ご自宅の住所はアパートなどを詳細に登録してください。物品等が届かないことがありますので、よろしく願います。
★令和元年度より3級の更新も「eラーニング」（ウェブ上）でできるようになっています。

ユース審判員認定講習会の計画（案内）について

どのスポーツにおいても審判員がいなくては大会（試合）を行うことはできません。もちろんサッカー競技も同様です。また、試合の流れや勝敗を左右する審判員の責任は大きいものがあります。本来であれば大人（指導者）が責任を持ってすべきところでしょうが、現実的には難しいところがあります。よってリーグ戦や各種大会においては副審を中学生にやってもらっているのが現状です。この副審の中学生がきちんと審判資格を持ってしていることが重要です。日本サッカー協会は無資格者の試合は没収試合としています。資格自体は1日で簡単に取得することができます。更新も難しいものではありません。多少、手続きが面倒で多少お金もかかることですが、試合の質を高めるために、また相手競技者や自分自身を守るためにもルールをきちんと理解するという事は競技を続けていく上でとても大切なことです。現在、みなさんのご理解の上、徹底してきております。今後もぜひ審判員の資格を持った者で大会運営ができますように、各チームの関係者の方々にはご協力していただきたいと思っています。

★毎年、「どうやったら資格がとれるのか。」「いつ講習会があるのか。」「この日に講習会を実施してほしい。」と各地域から質問や要望を聞いております。よって毎年、講習会がある日を固定して、手続きをしていただこうと思っています。細かなところを修正しながら軌道にのるまでには少し時間がかかりそうですが、方向性だけは示しておきたいと思います。昨年度の総会で「3月、4月、5月の第1日曜日に設定していこうと考えております。地域は県北、県南、県央の3地域ぐらいで」とアナウンスしていましたが、コロナウイルスの影響で計画すらできていません。様子を見ながら、アナウンスしていきます。

連絡

【県北】

3月1日（日）山鹿菊鹿市民センター1階大会議室
で予定していましたが「ジュニアユース4級審判認定講習会」は延期しております。いつ実施できるか、まだわかりません。受講料等手続きをしてもらっているのにすみません。現状を理解していただき、もうしばらくお待ちください。実施できそうな状況になりましたら、期日や場所を各個人のメールアドレスに送信してお知らせしたいと思っております。

※今年度より、3種審判部長を山鹿中学校の堀から、宇土鶴城中学校の小篠に交代しております。何か不明な点は、小篠にお尋ねください。

2019/20 競技規則の改正

多くの指導者は、もうすでにご存じであり、生徒たちにも指導されているところだと思いますが、確認のため箇条書きにしてみました。今後の大会は、すべて新ルールで行いますので審判をされるときには、よろしく願いいたします。なお、短い文章にしておりますので、わかりにくいところは、ご自分でお調べいただくか、上級審判員にお尋ねください。

- ①《第3条 競技者》交代で退く競技者は、最も近いところから出る。
- ②《第4条 競技者の用具》シャツの各袖とまったく同じマルチカラーや色の柄のアンダーシャツの着用は、認められる。
- ③《第5条 主審》チーム役員にもイエローカードやレッドカードが示される。もし不正を働いた者が特定できなかったならば、テクニカルエリア内のより上位のコーチにカードが示される。
- ④《第5条 主審》ペナルティーキックが与えられた場合、そのチームのペナルティーキックを行うキッカーは負傷の状況の確認や治療を受けることができ、そのままフィールド内に留まり、キックを行うことができる。
- ⑤《第8条 プレーの開始および再開》コイントスに勝ったチームは、キックオフも選ぶことができる。
- ⑥《第8条 プレーの開始および再開》新しいドロップボールの進め方は、両チームの選手を呼ぶことなく1人の競技者にボールをドロップすることになる。他の競技者は少なくとも4m離れていなければならない。プレーが止められたときボールがペナルティーエリア内にあつて、あるいは、最後にボールに触れたのがエリア内であった場合、ボールは守備側チームのゴールキーパーにドロップされる。それ以外のケースでは、最後にボールが触れられた場所で、最後にボールを触れたチームの1人の競技者にボールはドロップされる。
- ⑦《第9条 ボールインプレーおよびボールアウトオブプレー》ボールが主審（または、その他の審判員）に当たり、ゴールに入ったり、攻守が変わったり、あるいは、それにより新たな攻撃が始まった場合、ドロップボールとする。
- ⑧《第10条 試合結果の決定》ゴールキーパーは、相手ゴールにボールを投げ入れて得点することはできない。
- ⑨《第12条 ファウルと不正行為》意図的ではなく（偶発的に）手や腕にボールが触れたとき、ハンドの反則となる状況とならない状況が明確になった。

- ⑩ 《第12条 ファウルと不正行為》 ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で不正にハンドの反則を犯した場合、イエローカードやレッドカードにならない。
- ⑪ 《第12条 ファウルと不正行為》 ゴールキーパーがチームメイトからのスローインや意図的にパスされたボールを蹴ったりプレーに戻そうとしたものが失敗した場合、その後、ボールを手で扱ってよい。
- ⑫ 《第12条 ファウルと不正行為》 主審は、反則を受けたチームがクイックでフリーキックを行い、得点の機会を得た場合、次にプレーが停止されるまで、イエローカードやレッドカードを示すのを待つてよい。
- ⑬ 《第12条 ファウルと不正行為》 得点が認められなかった場合でも、不適切な得点の喜びに対するイエローカードは消えない。
- ⑭ 《第12条 ファウルと不正行為》 言葉による反則は、すべて、間接フリーキックで罰せられる。
- ⑮ 《第13条 フリーキック・第16条 ゴールキック》 ペナルティーエリア内のフリーキックおよびゴールキックは蹴られて明らかに動いたならば即座にボールはインプレーとなる。ボールはペナルティーエリアを出る必要はない。
- ⑯ 《第13条 フリーキック》 主審は間接フリーキックが行われた後、直接得点につながらないことが明らかになった場合、間接フリーキックとして上げた腕を下ろしてよい。
- ⑰ 《第13条 フリーキック》 守備のための「壁」が3人以上の競技者で作られたならば、すべての攻撃側競技者は「壁」から1m以上離れなければならない。1m以内に侵入したら、相手の間接フリーキックとなる。
- ⑱ 《第14条 ペナルティーキック》 ゴールキーパーは、ペナルティーキックが行われるとき、少なくとも片足をゴールラインか、ラインの上方に置いていなければならない。ラインの後方にいることはできない。
- ⑲ 《第14条 ペナルティーキック》 主審がペナルティーキックを行うよう合図をしたが、キックが行われる前に反則が犯された場合、イエローカード/レッドカードを示した後にキックが行われなければならない。
- ⑳ 《第15条 スローイン》 相手競技者は、例えスローワーがラインの後方にいたとしても、スローインが行われるタッチライン上の位置から2m以上離れなければならない。